

23受文科科第2341号 平成24年3月12日

原子力委員会委員長殿



国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について(諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第26条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京大学 学長 濱田 純一から平成23年6月10日付け東大安環第52号をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号 (経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、東京大学原子炉施設の運転終了手続きに伴い、使用済燃料の処分方法に係る以下の変更を行うものである。

炉心から取り出した燃料は、それぞれ以下で処分する。

- (1) 濃縮ウラン燃料は、独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡する。
- (2) 劣化ウラン燃料は、東京大学核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理する。

1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分方法の変更である。当該施設の使用済燃料の処分の方法について、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している米国の同意の下に独立行政法人日本原子力研究開発機構に引き渡すことができるように変更するものである。

したがって、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと 認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分方法の変更であり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行を妨げるおそれはない。

したがって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼ すおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分方法の変更であり、施設・設備の変更はないことから、工事を伴わないため、資金を必要としない。

したがって、当該施設を設置変更するための必要な経理的基礎への影響はないものと認められる。